

評価基準

1 目的

この基準は、令和6年度BPR研修及び業務改革個別相談業務（以下、「本業務」という。）の提供者の特定に当たり、その基準を明らかにし、選定の公平性、客観性を確保するとともに、最適な事業者を選定することを目的とする。

2 評価基準

項目		内容	評価事項	評価点	加重係数
1. 全体評価	実施体制	本業務の実施体制、従事者及び配置の考え方について記述すること	目的を十分果たせる実施体制となっているか		1
	取組実績	BPR研修や業務改革支援の実績を具体的に記載すること	これまでの実績が本業務で有効と考えられるか		1
2. 個別評価 ①BPR 研修業務	研修の分かりやすさ	変革マインドの醸成とBPRのプロセスの基礎に関する研修内容を記載すること	変革マインドの醸成とBPRのプロセスの基礎が受講者に理解し易い内容となっているか。		2
	中堅職員（課長補佐、グループ長）に対する効果的な研修	所属長と担当者の上に位置する職員（課長補佐、グループ長）に対し、業務改革を効果的に実施するためのポイントとする点を記載すること	対象者に合わせた効果的な研修実施の力があるか		2
	研修を踏まえた実践	受講者が自走して業務改革を行ううえで、研修の中でポイントとする点を記載すること	受講者が自所属の業務改革を実践していくうえで、ゴールとそこに至るまでのステップが具体的にイメージできる内容となっているか。		2
	専門性	資格、経験等を具体的に記載すること	専門知識やノウハウ、企画力等のアピールポイントが本業務で有効と考えられるか		2
2. 個別評価 ②業務改革個別相談業務	アドバイスの妥当性	アドバイスを実施する上で、本市が必要だと考える「課題の適確な把握」、「適切な施策の提案」、「実装に向けた提案」について、どのように実施す	業務所管課の課題感を的確に把握する力があるか		2
			適切な施策を提案する力があるか		2
			実装に向けて適確に提案す		2

		るか記載すること	る力があるか		
	横展開の提案	部区局横断的な業務改革の取り組み実績を記載すること。 また実際に実装に至ったかも併せて記載すること。	横展開できる内容である場合、庁内全体最適の観点から、実現可能なアドバイスのできる知見を有しているか。		2
	個別相談の有効性	相談者が相談に対するアドバイスが有効であったと判断できる点（問題点の把握、解決に向けた方向性の提示、相談者の満足度 等）を具体的に記載すること	相談者にとって、相談したことに対するアドバイスが有効であったか		1
社会貢献活動	社会貢献活動等に係る認証等の有無	企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1 項目取得…1 点 2～3 項目取得…3 点 4 項目以上取得…5 点	(対象となる認証等) (1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業の CSR 活動表彰（注 1）		1
合計					20

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

3 評価点の決定方法

事業者からの提案内容を、下記評価基準に基づき評価し、この評価基準に「2 評価基準」に記載された加重係数を乗じた上で評価点数を算出し、その合計が最も高い事業者を特定者として決定する。

区分	評価点
優れた提案であると認められる	5
やや優れた提案であると認められる	4
浜松市が想定した内容であり、平均的な提案であると認められる（基準）	3

やや劣る提案であると認められる	2
劣る提案であると認められる	1

※ 記載なし又は提案内容に「要件を満たした提案ができない」旨記載されている場合は、0点とする。

【提案者の順位の決定方法】

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は500点とする。(評価委員1人あたりの点数100点×評価委員5人)
- 3 各評価委員の採点の合計点が満点の60%(300点)に満たないときは特定しない。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「2. 個別評価」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)も同点の場合は、評価項目「1. 全体」が高い者を上位とする。